

◎第三者行為(テロ対策等)

社会的影響が極めて大きく、重大な事態が予想される場合やその予告があり継続した警戒が必要と認めた場合、あるいは不審物・不審者の発見や被害が発生した場合には、危機管理レベルⅠ～Ⅲに分けた段階的な体制を設けています。

2010年度はアジア太平洋経済協力会議(APEC)の大臣会合が開催(下記参照)され、駅や列車における放送、ポスターによる啓発やご協力の案内等を実施しました。また、2010年度から、改札口および券売機付近の警備強化のため、防犯カメラを増備し、さらなる犯罪防止を進めています。

・APEC大臣会合

2010年9月22日(水)～23日(木) 奈良市 観光大臣会合

11月5日(金)～6日(土) 京都市 財務大臣会合



コインロッカー巡回警備



ごみ箱警備及び封鎖・撤去



防犯カメラ



2-5 阪急阪神ホールディングス企業倫理相談窓口

法令等や企業倫理に反する行為及びそのおそれのある事実を認めるときに相談する窓口を設けています。グループ会社の役職員はもちろん、お取引先からのご相談にも対応して、調査、分析し、対処することにより、コンプライアンス経営の推進に努めています。

